

報告第1

専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年2月16日提出

白岡市長 藤井 栄一郎

別紙

専 決 処 分 書

事故による和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年1月23日

白岡市長 藤井 栄一郎

- 1 事故発生日時 令和4年12月23日（金）午後1時30分頃
- 2 事故発生場所 白岡市寺塚116番地1先道路
- 3 相手方 白岡市 [REDACTED]  
[REDACTED]
- 4 事故の概要 [REDACTED]氏が市道7307号線を自動車で走行中、道路上の穴に気付いたが対向からバイクが来ていたため避けることができず、直進したところ左前輪が穴に落ち、タイヤがパンクしたものである。
- 5 損害賠償額 50,336円